

# シュトラーズブルク宗教改革運動

——ゲマインデと市当局——

渡 邊 伸

【要約】最近の宗教改革史研究において、焦点となつてゐるもの一つに、都市宗教改革を一四世紀から一八世紀にわたる都市内鬭争の一環として、市当局と都市住民の対立関係において把握しようとする視角がある。本稿では、西南ドイツにおいて、指導的地位を占めた都市の一つ、シュトラーズブルクをとりあげ、都市住民の改革運動の分析を行ない、それとの関連において市当局の対応も検討した。その結果、教区での説教者任命等の要求、公開討論会をめぐる事件、農民戦争期の対応を明らかにし、改革運動の中心となつたのは、ツンフト市民層であること、その中でも、従來看過されていた点として、ツンフト間に対応の差があり、下位ツンフトほど運動が活発であつたこと、それは政治的発言権の拡大要求と結びついていたこと、を示した。また市当局も、当初より統治体制の強化という方向において、改革を積極的に導入した側面があることを指摘した。 史林 六九巻二号 一九八六年三月

## 一 は じ め に

宗教改革研究は、B・メララーの『帝国都市と宗教改革』<sup>①</sup>以来、宗教改革と都市というテーマが多く関心を集め、その結果、ドイツの宗教改革運動はとりわけ都市で活発であり、市参事会ではなく、都市の民衆に担われた運動であつたことが明らかにされてきた。<sup>②</sup> 宗教改革の意義を当時の社会状況との関連において捉えることにするならば、改革が主として都市にまず広がつたという事実について注目し、この点を従来の研究の論点からその意義を検討すべきであらう。

まずメララーの主張は次のようである。彼は「南ドイツ帝国都市における改革派神学者の勝利は、ツヴィングリ・ブツァ

の独特な、都市に合致した神学と、南ドイツにおいてとくに活発であった（支配者と被支配者間の一体感という）ゲノッセンシャフト的精神との遭遇によって、明確に説明される」とし、それに対して北・中部ドイツには門閥都市が多く、ルター主義が受け入れられていった。そしてそのいずれにせよ、「市参事会主導の宗教改革」なるものは、例外的にしか存在しない、と主張した。

このメラー説に対しては、「宗教改革を一四世紀から一八世紀にかけての都市内闘争の一環」と捉える立場から、批判・修正が出されている<sup>④</sup>。そうした批判の例として、ここでは改革派神学者ブツァーを擁し、またメラーも都市宗教改革史一般との関連において重視している南ドイツの帝国都市、シュトラースブルクを検討して、メラー説を批判した、T・ブラデイの見解をとり上げることにする<sup>⑤</sup>。

彼はプロソポグラフィックな分析方法を用いて、都市門閥層と富裕商人層とが同質の統治階層を形成し、また教会や近隣の封建支配層と癒着関係にあったことを明らかにした。この事実から、ブラデイは、統治階層にとって、宗教改革とは教会を犠牲にした、都市民衆への譲歩であり、そうすることで自らの支配体制の維持をはかったのだ、とする。つまり彼は、市当局を中心とする統治階層と教会との強い結びつきからは、統治階層が進んで宗教改革を支持したとは考えにくいとし、メラーの説く、統治階層と都市民衆によって共有されるという「ゲノッセンシャフト的精神」なるものを批判し、修正を求め、その都市像を「都市についての著しく理想化されたロマンチックな考え方」と批判する<sup>⑥</sup>。同時にメラーが、この都市を従来の個別研究に基いて「市参事会主導の宗教改革」が行なわれた例外であるとする点も、否定するのである<sup>⑦</sup>。

しかし彼の分析は、統治階層の実態とその宗教改革への対応にむけられているのであって、彼らに教会を犠牲にさせ、譲歩させたという、都市民衆の宗教改革運動の昂揚については、具体的な検討が行なわれていないわけではない。また、一五二五年以降には、統治階層も宗教改革に適応し、「市参事会主導の宗教改革」という側面も存在した、とブラデイは論及しているが、この点は先の統治階層の教会との癒着関係の指摘や、その改革への対応の評価と、どう整合されるのか不

明であり、疑問の余地を残している。

ここではブラディの研究をもって代表させたような、統治階層と都市民衆との対抗関係という視角から宗教改革運動や改革思想の果たした役割を捉えようとする視角が注目されるようになってきている。<sup>⑩</sup>しかしブラディの研究がそうであったように、都市民衆の改革運動そのものについては、さまざまな形で指摘されながらも、その主張や改革運動の実態については、未だ明らかにされていない点が多く残されているというのが実情である。とくに都市民衆の運動が、市当局や統治階層といかなる関係にあったかという視点から再検討する必要があると思われる。さらに、都市民衆の改革運動の実態について検討するならば、決してそれを一つのものであると捉えることはできないのである。

本稿では、この都市民衆の改革運動の実態と、その主張を、シュトラースブルク市について、検討し明らかにすることを課題とする。それはこの都市を舞台とした改革運動の成果、およびこの都市の改革派神学者が、西南ドイツ諸都市、さらにはカルヴァンなどに与えた影響を考えるとき、この都市の改革運動の検討は重要であると思われるからである。<sup>⑪</sup>その際、同時に市当局との関連に焦点を置いて考察し、従来、評価の分かれていた市当局の宗教改革への対応についても触れることにする。

- ① B. Moeller, *Reichsstadt und Reformation*. 1962 (以下、*Reichsstadt* と略す)
- ② 宗教改革研究史については、*キリシタリ*、中村啓二郎『宗教改革と都市』研究史」中村・倉塚編『宗教改革と都市』刀水書房、一九八三、森田安一「宗教改革史研究の手引」R・シットマン・ハーリヒ・森田訳『ドイツ宗教改革史研究』ホルタン社、一九八四、西川正雄編『イッス研究入門』東京大学出版会、一九八四、参照。
- ③ Moeller, *Reichsstadt*, S. 67
- ④ R. W. Scribner, *The Reformation as a Social Movement*; W. Mommsen (Hg.) *Stadtbürgertum und Adel in der Reformation*. 1979 p. 78
- ⑤ B. Moeller, *Stadt und Buch*; Mommsen, *op. cit.*, S. 27
- ⑥ T. A. Brady, *Ruling Class, Regime, and the Reformation at the Strasbourg*. 1978 (以下、*Ruling Class* と略す)
- ⑦ *Ibid.*, p. 8
- ⑧ Moeller, *Reichsstadt*, S. 25
- ⑨ Brady, *Ruling Class*, pp. 199-200, 292-3
- ⑩ *キリシタリ* K. Greyerz, *Stadt und Reformation: Stand und*

Aufgaben der Forschung: *Archiv für Reformationsgeschichte* 76, 1985 参照。また R・フリックは、このような統治階層と都市民衆の対抗関係を重視する研究を整理・包摂して、農村を含めた統一的な把握を試みている。彼は一三世紀から一八世紀にかけて、都市・農村にゲマインデという自治組織が成立・展開したことに着目して、その視点から都市・農村の一連の運動を捉えようとし、都市の宗教改革運動もその一環とする。そして都市と農村は、共同体としての構造には大差がないということから、宗教改革運動は農村にも拡がったという見通しを提示している。P. Blicke, *Die Reformation im Reich*, 1982, *do*, *Deutsche Universitäten*, 1981

## 二 改革思想の伝播

まずこの都市への改革思想の伝播から検討し、さらに都市民衆の運動と関連する改革思想の内容についても、あわせて考察することにする。この都市では既に一五一九年に、ルターの著作が流布していることを確認できる。この都市の出版業者によって、一五一九年には四つの著作、翌年には一四の著作が出版されているのである。その中には『キリスト教界の改善についてドイツ国民のキリスト教貴族に与う』(二五二〇)も含まれている。<sup>②</sup>

この著作が注目されるのは、宗教改革思想の根幹である信仰義認説、そこから導かれる聖書主義と万人祭司主義が説かれた後に、次のような文章が記されているからである。「どの都市もそれぞれ、共同体(Gemeinn)全員の中から学識ある篤信の市民を選出し、この人に主任司祭の職務をゆだね、共同体の費用で彼の生活を維持し、妻帯するか否かは彼の自由意志にゆだねるようにする」<sup>③</sup>。これは「教会のゲマインデ原理」と呼ばれるものを示している文である。

またこの書は、都市を対象として乞食の禁止や学校制度のあり方についても言及しており、「都市の宗教改革」に大き

<sup>①</sup> この都市の宗教改革、その意義については、石引正志「マルティン・ブツァーの権力統治観」『史学雑誌』八七・一九七八、出村彰「カルヴァンのストラスブルク時代」Ⅰ・Ⅱ『東北学院大学論集』四一、一九六二、四五、一九六四、出村彰「スイス宗教改革史研究」日本基督教団出版局、一九七一、富本健輔『宗教改革運動の展開』風間書房、一九六五、中谷博幸「マルティン・ブツァーとシュトラースブルクミサ廃止」『史料』六三―三、一九八〇、参照。  
またこの都市の史料については、J. Roth, *Les sources de l'histoire de Strasbourg au XVI<sup>e</sup> siècle*, *Strasbourg au cœur religieux du XVI<sup>e</sup> siècle*, 1977 参照。

く関わる内容も持っている<sup>⑤</sup>。そしてブツァーがこの著作を、一五二三年以降のその公式活動において、しばしば取り上げていることなどから、この著作がシュートラーズブルク市民に影響を及ぼしたことを推定することができよう。

改革思想は書物以外の手段によっても伝達されたと考えられる。しかしその中では、改革派神学者たちの説教が主役を務めたと言えよう<sup>⑦</sup>。この都市での福音主義的な説教については、一五二二年の聖ロレンツ教会の説教師M・ツェルによるそれが、最初のものと考えられる<sup>⑧</sup>。こうした改革派神学者、俗人説教者たちの思想・主張はそれぞれ検討されねばならないが、この都市の改革派指導者は、一五二三年以降はブツァーであったので、ここでは彼のこの時期の主要著作からその主張を検討して、改革派の主張・思想を代表させることにする。

彼は、ヴァイセンブルクの「キリスト教市参事会とゲマインデ」に宛てた『説教の概要』(一五二三)の中で、信仰義認説と、そこからさらに聖書主義、万人祭司主義を説き、教会批判を行なっている。そして、宗教改革に着手したこの都市の市当局とゲマインデに対して、「あなた方は誰によっても、たとえそれが教皇であれ司教であれ、王や皇帝であっても、「この信仰を」妨げさせてはならない。そしてあなた方は主の言葉を忠実に明瞭に説く者を、一人あるいは数人求めるべきである<sup>⑩</sup>」とし、聖書から引用して「これらの言葉は、ある事柄が事実か偽りかを判断する権利が、あなた方にあることを明確に示している。さらに偽りを廃し真実を確立することも、あなた方の権利なのである<sup>⑪</sup>」と説いている。また別の著作では、同様に万人祭司主義を説いた後、公会議の歴史を示して、諸侯と都市 *die fursten vnd communen* に、正しい教えを確立するために公聴会 *offentlicher verhor* を開くよう勧めている<sup>⑫</sup>。

これらは「教会のゲマインデ原理」と呼ばれるものであるが、注目すべきは、ここでいうゲマインデとは、社会層としての、あるいは教区、都市などの、現実に存在する個別共同体であり、ブツァーは、少なくともこの時点では、教会、ゲマインデを真の信者を含む共同体であるとして、これらを把握していた、と言える点である。また、世俗権力の役割が注目されることも、この例からもうかがわれる。

彼は、また『何人も自分の為でなく、他の人の為に生くべきこと……』<sup>⑬</sup>（一五二三）の中では、まず、主の善を示すために、人は信仰により主の栄光をこの世に実現する道具となり、隣人愛を實踐すべきことを説く。彼はそこから職分論を述べている。まず使徒の職が「何人かの特別の人にはなく、ゲマインデに、肉的不是なく靈的に、そして永生の幸福をもたらしのに仕えるが故に」<sup>⑭</sup>最高にして完全な職であるとする。次に世俗権力の職が位置する。その任務は「外的な〔事柄〕において、良き秩序と平和を維持し、敬虔な者は後援し、不敬な者は罰によって敬虔な者に害をなさないようにすることにある。さらに〔中略〕その奉仕は全てのゲマインデにむけられ、ゲマインデの平和と法を維持することにより、幸福をもたらす」<sup>⑮</sup>ことである。

先との関連で注目されるのは、「世俗権力がゲマインデに負っている任務は、主の言葉と律法を説くことではないが、主の戒めに則して統治し、その力でもって主の言葉に道を開くことを助けることにある」<sup>⑯</sup>、また「主の言葉が民に提供される」ようにすることは、「キリスト教市当局と公権 *christlicher magistrat vnd oberkeit*」の責務である、とされている点である。彼は世俗権力と教権の権能の区別に注意を払いつつも、世俗権力が宗教の領分でも重要な責任を担うべきだとしている。

彼はこのように、当初、宗教的共同体と政治的共同体の領域を重ねあわせていた。使徒職と世俗権力は協力して、共同体を聖化すること、とされていたのである。したがってシュトラーヌブルク市の宗教改革において、ブツァーら改革派神学者は、世俗的な秩序の維持ばかりでなく、教会の改革に対しても、市当局の積極的な同意と協力を不可欠としていた、と考えられよう。<sup>⑰</sup>と同時に、ここで語られているゲマインデ（共同体）という概念の多義性に注意する必要があるだろう。

以上のような改革派、とくにブツァーの改革思想・その主張に対して、受容した側、つまり都市民衆の改革運動の実態、およびその主張は、また市当局の対応は、どのようなものであったのか。次に、この点を具体的に検討することにする。

⑬ A. Baum, *Magistrat und Reformation in Strassburg bis 1520*.

⑭ 1887 S. 4-6 (以下、*Magistrat, vnd oberkeit*) *Annales de Sébastien Brami*;

*Bulletin de la société pour la conservation des monuments historiques d'Alsace*. N. S. 15, 1892, N. S. 19, 1899, Nos 4400-2 (以下)  
*An. Br.* 4(1976)

③ *An. Br.*, No 4402, A. Baum, *Magistrat*, S. 6-8

④ M. Luther, An den Christlichen Adel deutscher Nation von des Christlichen standes besserung, 1520; *Martin Luthers Werke. Weimarer Ausgabe* VI, 1899 S. 440 邦訳 成瀬治訳『キリスト教界の改善をめぐって』国民のキリスト教貴族の手記』(『世界の名著・ナター』中央公論社) 一九六九 一三六頁。

⑤ Luther, *op. cit.*, S. 450f. 成瀬治訳 一五〇頁以下 一六一頁以下。

⑥ Moeller, *Reichsstadt*, S. 37

⑦ *Martin Bucers Deutsche Schriften*. Bd I. 1960 S. 326f. (以下)  
*MBDS*, 2(1976)

⑧ ナター R. Scribner, *For the sake of simple folk*. 1981 p. 249 参照。また書物による改革思想の伝播をめぐっては、前出の Moeller, *Stadt und Buch* の他、H. Köhler (Hrsg.) *Flugschriften als Massenmedium der Reformationszeit*. 1981 参照。こうした改革思想伝達のセンターとしての、都市の役割については、未だ研究は進んでいない。この都市の出版業を中心とした文化活動については、さしあらず G. Livet et F. Rapp (ed.) *Histoire de Strasbourg das origines à nos jours*. II. 1981 p. 206f. 参照。

⑨ それ以前に、福音主義的な説教を行なった人物として P. Philippi らをあげる研究もある。ナターは Philippi の他、三名をめぐって考察がなされた。特に Tilman von Lyn は、ルターの『キリスト教貴族に与う』を引用して、教養のゲイムンデ原理を説き及ぼしたと云う。M.

Lienhard u. J. Rott, Die Anfänge der evangelischen Predigt in Straßburg und ihr erstes Manifest; M. de Kroon u. F. Krüger (Hrsg.) *Bucer und seine Zeit*. 1976, bes. S. 65

⑩ M. Bucer, Martin Butzers an ein christlichen Rath und gemeyn der statt Weissenburg Summary seiner Predig dasselbst gehalten 1523; *MBDS*. I. S. 69f.

⑪ *Ibid.*, S. 135

⑫ *Ibid.*, S. 135

⑬ M. Bucer, Dass D. Luthers und seiner nachfolger leer... christlich und gerecht ist... 1523; *MBDS*. I. S. 304f. bes. S. 343

⑭ M. Bucer, Das ym selbs niemant, sonder anderen leben soll, und wie der mensch dahyn kummen moeg 1523; *MBDS*. I. S. 29f.

⑮ *Ibid.*, S. 51 f.

⑯ *Ibid.*, S. 55

⑰ *Ibid.*, S. 55

⑱ *Ibid.*, S. 57

⑲ ブツマーの思想をめぐっては、前出の石引論文、中谷論文の他、萩原益通「[Strasbourg]の宗教改革者 M. Bucer の思想」『同志社女子大学学術研究年報』一八、一九六七、南純「ブツマーの教会観」渡辺信夫編『教会改革の伝統継承』改革社 一九七三、参照。また研究文献目録は、一九五二年までのものが、H. Bornkamm, *Martin Bucers Bedeutung für die europäische Reformationsgeschichte*. 1952 以下、一九七四年までのものが、Kroon u. Krüger, *op. cit.*, 以下、載せられる。

### 三 都市民層の改革運動

#### 1

シュトラースブルクの宗教改革は、まず一五二二年のツェルの福音説教の開始から、一五二五年の一連の改革の実施、および農民戦争の終結に至る「第一期」、それ以降一五二九年二月二〇日の市内ミサ廃止までの「第二期」、そして一五四八年一月三日「暫定協定 Interim」の受諾までの「第三期」、に区分できる。都市民衆の運動は、この中で第一期、とくに一五二四―二五年に集中し、以後四七年までには散発的に見られるにすぎない。④したがって都市民衆の運動を検討するため、また市当局の対応の評価は、都市民衆の運動との関連で行うべきであることから、この時期に考察の焦点をあわせることにする。

この時期の宗教改革運動は、次の三点を軸として展開したと言いうる。第一に説教者任命と十分の一税の利用権をめぐる運動。第二点として教義の改革、とくに「公開討論会」を焦点とするカトリック勢力との対決に関する運動、ならびに聖像撤去運動。第三は、農民戦争期における市内の対応、である。

まず都市民の自主的な運動は、一五二四年に入り、各教区教会での説教者任命の要求という形で活発となった。その前史からみておくと、一五二一年、前述のツェルが聖ロレンツ教区教会で福音主義的な説教を行なった時、既に「クルベン街に住む指物師」ら、教区民 *parishkindern* が、司教座聖堂参事会の圧力に対して、彼を擁護していた。⑤市参事会もツェルを保護し、二年後にも彼の任期更新を同聖堂参事会に認めさせている。⑥彼の家で行なわれていた「ロマ書講義」には、市民の他、市参事会員にも参加する者がいたことは目を引く。

しかし、教区民が司牧者として改革派の人物を、自主的に求めたのは、一五二四年、市の西地区、聖アウレリア教区民

の運動が最初である。この教区では、その前年に説教師アルトビッサーが福音主義的な説教を行っていた。しかしこの時には、同教区のパトロナート（教会庇護）権を持つ聖トマス聖堂参事会により解任されている。翌一五二四年になつて、「教区民」はその後任が「教皇らの権威・教えを持ち出す」のを不満とし、正しい教えを伝える人として、ブツァー（彼は当時、結婚して破門され、市民として市の保護を受けていた）求めたのである。⑤。その際、彼を同「教区の一二〇家」が、「自らの費用で扶養する」としている点は、この請願の主体をうかがわせるものとして注目される。ここでは、教区民が（ゲマインデとも記されている）、市参事会に彼の任命を要請している点を、聖堂参事会のパトロナート権を無視・否定し、市当局に宗教の領分での責務を促すものであるだけに、注目しなければならない。

教区民の要求内容は次のようである。三月二一日付請願では「彼ら〔聖堂参事会〕は、私たちに司祭を選ばせる〔べきである〕。いったい、学者にして聖職者たることを自称する彼らは、この件を配慮し彼〔司祭〕が主の言葉を説教する時には彼を容認し、そうでない時には罷免するという権限を、持っているのだろうか」と述べ、自らの費用で賄う者は自らで選任すると主張している。⑥。また、市当局にブツァーの司祭就任を承認するよう求めた、四月二日付の請願書では、聖トマス聖堂参事会が教区ゲマインデと市当局の意向に従うと回答したとして、「私たちは、この彼らの答えに基いて、同日〔三月二九日〕我々のツンフト寄り合い室に集まり、主に恩寵を祈り、そして私たち一同一致して、つまり私たちの〔教区の〕市参事会員、全ての教会世話人、私たちの教区的全ゲマインデは、司祭にマルティン・ブツァー氏を選んだ」としている。⑦。

市参事会は、聖トマス聖堂参事会がその権利を主張して、ブツァーの選任に反対・抗議したのに対し、市は「名誉ある人々の請願」を拒否できないと答え、四月四日、ブツァーの就任を認めている。⑧。

もう一つ同様の例をあげると、市の中央西区、旧聖ペーター教区では、一五二四年六月に、その教区民がT・シュヴァルツを司祭に選び、市当局にその承認を求めている。その請願では、「さらに、私たちは次のことを希望する。つまり私たちが一人の司祭を選び、獲得し、世話することを。私たちは主の法により、キリスト教徒において他には選べないよう

な人を選んだ。それは学者にして敬虔、かつ私たちの兄弟にして市民であるシュヴァルトツである<sup>⑮</sup>、さらに一四世紀以来、この教区のパトロナート権は複雑な関係にあって、教区民が司祭を選んだこともあると主張し、教区民の任命を正当な権利としている<sup>⑯</sup>。教区民は改革以前から任命権を求めており、その要求は改革思想に正当性の根拠を見出したこと、が読みとれる。一方、市当局はここでも教区民側の主張をいれて、旧聖ペーター聖堂参事会の抗議を退けている<sup>⑰</sup>。

次に時期は前後するが、この二例とやや様相を異にする例を取り上げる。一五二四年三月、市参事会に市の北部にあたる新聖ペーター教区で、「教区民」がカピトを司祭に選任した、という報告がもたらされた<sup>⑱</sup>。これに対し市当局は、このような事柄は市の許可を得てのみ、為されるべきだ、として介入を決定した<sup>⑲</sup>。つまり先の二例と違い、教区民は予め市の認可を得ていなかったと推定できる。市当局は、一方で教区民の行動に干渉すると共に、他方で新聖ペーター聖堂参事会との交渉も始めた<sup>⑳</sup>。しかし教区民はさらに行動を起こした。三月二日、二百名を越す「教区のゲマインデ」が市長ミークのもとへ押しかけ、速やかな処置を求めた他、四月七・八日にも騒擾が起きている<sup>㉑</sup>。こうした教区民の動きに、聖堂参事会は市当局に権限を委ね、そして市当局によって、カピトは司祭として承認された。つけ加えておくと、八月に、同聖堂参事会はカピトの罷免を企てたが、八月末に「ゲマインデ」が蜂起し、逆に市を脱出せざるをえなくなっている<sup>㉒</sup>。

この新聖ペーター教区での事態からは、市参事会の対応は、各教区での教区民の行動が、それ以上、急進化することを回避するという意図から為されたのである、と捉えることもできよう。しかし、その一方で市参事会は、八月の事件を契機として、ツンフトを代表するシェッフエンに、ツンフト毎に投票させ、市当局が市内九つの教区教会のパトロナート権を掌握することを、決定させている<sup>㉓</sup>。説教者任命権について、市の権限を確定したのである。そして市が共同庇護権しか握れなかった二教区については、その教会を「建物の老朽化」を口実に閉鎖し、後には教区自体を解体して、市の権限を貫徹している<sup>㉔</sup>。ここには都市民に対する予防・譲歩とはかり言い切れない、積極的な姿勢を市当局に見ることができるのである。説教者任命については、改革派神学者が、後にその立場の弁明を行なっている。『説教者の弁明』(一五二五)の第二項

で、彼らは「第二に、説教をさせる為に、市参事会は「私たちを」やむなく任命したのだと、「聖堂参事会は」私たちを訴えている。事實は、眞実を熱望するゲマインデが私たちを選び、求め、市参事会が、公権として私たちをそれらに任じたのである。私たちはキリスト者の義務からその職を引き受けた。この件に関して、市参事会、ゲマインデ、そして私たち説教者と司祭は、正当な資格と権利を持っている」と主張している。改革派神学者たちは、ここでゲマインデ（教区民）と市参事会の権限を示し、とくに市参事会のそれに、重要な意義を与えている点が注目される。

次に、同じく教会行政に関する改革運動として、「十分の一税」の運用をめぐる運動を検討する。ツインマーマンの研究によると、一五二四―二五年期の請願は、改革派の説教者の任命と自治、とくに「十分の一税」の運用権の要求に集中していると言う。一五二三年一月、市の北区、聖アンドレアス教区に住む菜園人が、十分の一税に「不満」を表明したことが知られるが、その不満が運動となるのは、翌年、聖アウレリア教区においてである。この教区は、菜園人ツンフト員が大半を占める新地域の教区で、十分の一税を課せられており、それはパトロナート権を持つ聖トマス聖堂参事会に、そしてさらにその三分の一は司教の手に渡っていた。この教区では、先のブツァー選任問題が結着をみると、十分の一税の運用に、運動の焦点が移っているのである。

一五二四年五月末、「聖アウレリア教区民」は、聖トマス聖堂参事会に、十分の一税を徴収する根拠を示すよう要求し、示された回答を不満として、十分の一税の納付を拒否した。この時の菜園人側の主張をみると、聖堂参事会の示した根拠はこの教区と関係がないこと、教会法では十分の一税は徴収された教区に帰するとされていること、神の法によればそれは主の言葉に仕える者、貧者、弱者に与えられるとされていること、をあげて、教区の権利を述べる。そして税自体は、教区の不幸な者の援助に必要であるとし、聖アウレリア教区民は教区の説教者、弱者の為にそれを用いる、と主張している。

この件に関しても、市参事会は「ゲマインデの要請」により仲裁にあたっている。そして農民戦争後、聖トマス聖堂参事会が解散すると、市参事会が、その他の財産と共に救貧制度や、とりわけ学校制度の資金に用いることとした。教区民

の、この税の教区での運用という主張は、市の政策に吸収されたのである。

さて、教区民の主張には、聖書や教会法からの引用もあり、改革派説教者らの影響を推測することができる。そこで、説教者たちの十分の一税に対する見解をみると、まずブツァーが前述の『説教の概要』<sup>⑧</sup>の中で言及している。すなわち、十分の一税は神の律法としてではなく、自発的なものとして、ゲマインデから集められ、主の言葉への霊的な奉仕者か、平和と法の維持を司る世俗権力に、受け取られるのが正しい<sup>⑨</sup>、と。この議論は、O・ブルンフェルスの「聖職者の十分の一税について」(二五二四)<sup>⑩</sup>に、より詳しく論じられている。十分の一税は、旧約聖書にのみ記され、新約聖書には記述がないが故に、それはもはや人を拘束せず、人の自発的行為でしかない<sup>⑪</sup>。その正当な受け取り手は、まず「福音を伝え、あるいはキリスト者のゲマインデの先頭に立ち、役立つ人」であり、さらに寡婦、孤児、老人、病人などである。君侯、領主らは、ゲマインデの利益に仕える限りで、これを受け取る権利を持つ。彼らも、神の法と隣人愛に従ってゲマインデにより正しく扶助されるべきなのだ<sup>⑫</sup>、と述べている。またK・ヘディオは、「十分の一税について」(二五二四)<sup>⑬</sup>で、ブツァーと同様の職分論を述べた後、従来の教会人を、主の言葉をないがしろにし、ゲマインデの利益に役立っておらず、また貧者でもない、と批判する<sup>⑭</sup>。十分の一税は、新約聖書に記されていないが故に、もはや強制されず、彼ら教会人に与えられるのは正しくない<sup>⑮</sup>。当時の状況、つまり農民戦争との関係で注目されるのは、「しかし、世俗権力が十分の一税を強要すれば、それを与えねばならない、それは外的な事柄で、魂をそこなうものではない」、と主張する点である。ヘディオは、世俗権力はゲマインデの利益を配慮する任務を負い、その臣下 *untertanen* を父のように保護し、弱者を世話するのであって、暴君のように十分の一税を要求するのではない、としている。教区民の要求は、このような改革派神学者の主張に則したものであると考えられる。

教区民は、十分の一税を教区で運用することを主張したが、その要求は市参事会への請願という形をとり、市参事会によって裁決された。教区民は、十分の一税についてのその要求を完全な形では実現できなかったが、市参事会の政策に、

その意見を反映させることに成功した、と見ることも可能であろう。

以上、説教者任命と十分の一税の運用という、教会行政に関する運動を検討してきた。そして、とくに聖アウレリア、新聖ヘーター教区などで、改革派神学者の主張に則した要求、運動が活発に行なわれたことを明らかにした。十分の一税に対する不満、あるいは旧聖ヘーター教区の例にみられたように、説教者の獲得、選任の問題は、宗教改革以前にも教区民にとって懸案となったものであると考えられる。改革派神学者の主張は、かれらに論拠を提供したと言えよう。

- ① J. W. Baun, *Capitio und Baccr.* 1860 S. 195, M. U. Christman, *Strasbourg and the Reform.* 1967 p. 100
- ② J. W. Baun, *op. cit.*, S. 448, A. Baun, *Magistrat.*, S. 187-9
- ③ J. Adam, *Evangelische Kirchengeschichte der Stadt Strassburg.* 1922 S. 268
- ④ Interim の参入をめぐり、*『時の足跡』* 25頁。
- ⑤ J. Trausch et. J. Wencker, *Les chroniques strasbourgtoises. Bulletin de la société pour la conservation des monuments historiques d'Alsace* N. S. 15, 1892. Nos 2646, 3014 (以下、chroniques、に註す)
- ⑥ *An. Br.*, Nos 4427, 4429, 4433
- ⑦ *An. Br.*, No 4428
- ⑧ A. Baun, *Magistrat.* S. 78-80, J. Adam, *op. cit.*, S. 67
- ⑨ *An. Br.*, No 4444, J. Adam, *op. cit.*, S. 68
- ⑩ *An. Br.*, No 4497
- ⑪ G. Zimmermann, *Die Antwort der Reformatorn auf die Zahnfrage.* 1932 S. 52

- ⑫ *Ibid.*, S. 52-3
- ⑬ 英國人シメントの寄り合ひ室 Zukunftsbücherei
- ⑭ *An. Br.*, No 4515
- ⑮ "Pfarkinder zu St. Aurelien", *M.B.D.S.* I S. 367-8
- ⑯ Zimmermann, *op. cit.*, S. 53
- ⑰ *M.B.D.S.* I S. 366, J. Adam, *op. cit.*, S. 67
- ⑱ *An. Br.*, No 4499, A. Baun, *Magistrat.*, S. 82
- ⑲ "Supplicatio Anno d. 24 Einem Ehrsamem rath furtragen von den pfarkindern zum alten St. Peter.", *M.B.D.S.* I S. 370
- ⑳ *Ibid.*, S. 371
- ㉑ *An. Br.*, Nos 4528, 4531, A. Baun, *Magistrat.*, S. 82
- ㉒ A. Baun, *Magistrat.*, S. 81, J. Adam, *op. cit.*, S. 68
- ㉓ A. Baun, *Magistrat.*, S. 81, J. Adam, *op. cit.*, S. 69
- ㉔ A. Baun, *Magistrat.*, S. 82
- ㉕ *An. Br.*, No 4515, Trausch u. Wencker, *Chroniques.* No 3022
- ㉖ Christman, *op. cit.*, p. 141
- ㉗ J. Adam, *op. cit.*, p. 69
- ㉘ A. Baun, *Magistrat.*, S. 82 T. W. Baun, *op. cit.*, S. 270
- ㉙ *An. Br.*, Nos 4542, 4572, J. Adam, *op. cit.*, S. 70

- ⑳ “Der prediganten verantworten”, *MBDS*, II S. 432f.
- ㉑ *Ibid.*, S. 435
- ㉒ Zimmermann, *op. cit.*, S. 50 以下 *Quellen zur Geschichte der Täufer* Elsass I, 1959 Nr. 28 参照。
- ㉓ *An. Br.*, No 4463
- ㉔ 菜園人 Gärther は、修道院などのなごう園で働か、わずかな土地を保有するが、一般的に大半は小地主と大差なかった。J. Rott, *Artisanat et mouvements sociaux à Strasbourg autour de 1525: Artisans et ouvriers d'Alsace* 1965. (訳: *Artisans と略す*)
- ㉕ L. Pflieger, *Kirchengeschichte der Stadt Strassburg in Mittelalter*, 1941 S. 48
- ㉖ A. Baum, *Magistrat*, S. 85-6, Zimmermann, *op. cit.*, S. 54, 他に *An. Br.*, No 4463 参照。
- ㉗ Zimmermann, *op. cit.*, S. 54
- ㉘ A. Baum, *Magistrat*, S. 86
- ㉙ Zimmermann, *op. cit.*, S. 54f. A. Schindling, *Die Reformation in den Reichsstädten und die Kirchengerüter*; J. Sydow (Hg.) *Biographien und Kirche*, 1980 S. 67f.
- ㉚ M. Bucer, Martin Butzers... Summary; *MBDS*, I *Ibid.*, S. 143-4
- ㉛ O. Brunfels, “Vom Pfaffenzehnten”; A. Laube u. H. Seiffert (Hg.) *Flugschriften der Reformationszeit*, 1975
- ㉜ *Ibid.*, Nr. 1-5
- ㉝ *Ibid.*, Nr. 17-19
- ㉞ *Ibid.*, Nr. 23
- ㉟ K. Hedio, “Von dem Zehnten”; A. Laube (Hg.) *Flugschriften der frühen Reformationsbewegung*, 1983
- ㊱ *Ibid.*, S. 1237
- ㊲ *Ibid.*, S. 1243
- ㊳ *Ibid.*, S. 1244

2

次に教義の改革、カトリック勢力との対決に関する事件を考察する。この問題では、運動は公開討論会の開催の要求を軸として展開したと捉えることができる。ところで、この公開討論会については、メラウが、これを都市宗教改革の重要な方式であったと位置づけ、重視している<sup>①</sup>。すなわち、「公開討論会」とは、世俗権力による主催、聖書主義、一般民衆の参加、ドイツ語の使用、その決定の法的確認、という特徴を持つ。この方式は、形式的にせよ、万人祭司主義、教会のゲマインデ原理を具現化するものであった。同時に、それは都市内の平和・統一の維持という政治的機能も持っていた。このように彼は捉えるのである。それゆえにここでは、この公開討論会をめぐる改革運動の動向を中心に、都市民衆、市

当局の対応を明らかにすることにする。

この都市では、まず一五二三年に、ツェルとカピトが討論会の開催を求めていた。ツェルは、自分たちに対する批難に対し「聖書に依りながら」自己の正当性を明らかにするため、「市参事会」に公けの場所での討論会を求めた。彼はそれを「ドイツ語で」明らかにするとし、これによってゲマインデの不満を鎮めることができるであろう、と提案している。<sup>③</sup>

カピトも同様の内容を、数名の市民の協賛を得て、請願していた。<sup>④</sup>ここで紹介した請願内容は、メラーの主張している

「公開討論会方式」の特徴を満たしていることが知られよう。そして同様の主張は、さらに翌年三月の、五人の改革派神学者連名による請願書や、<sup>⑤</sup>市参事会とヘディオ・ツェルらとの交渉においても、繰り返されているのである。

さて市参事会は、これらの請願や提案を受けて、司教・各聖堂参事会に対し、討論会に参加するよう交渉している。<sup>⑦</sup>ただし、いずれの場合も、司教側が教会全体に関わることをこの様な形で決定することはできない、として拒否したため、実現をみなかったのである。<sup>⑧</sup>

市民側の対応を検討すると、アウグスティヌス会修道士C・トレーガーのパンフレット出版を機に、市民が行動を起こしている。彼は、条件付きで、討論会に応じると述べた改革派攻撃のパンフレットを出版していたが、<sup>⑨</sup>結局、討論会を拒み、市を退去していた。その彼が、再び一五二四年八月末に、改革派を批判するパンフレットを出版したのである。<sup>⑩</sup>これが「各ツフト」で読まれると、九月五日、四百名以上の「市民からなるゲマインデの集団」が、修道院に侵入し捜索、トレーガーの他、あわせて八五名の旧教派修道士らを拉致した。この時、市参事会は事態を收拾するため、二名の代表を派遣したが、失敗した。結局、市長ミーク自らが、ゲマインデに市民宣誓を思い出させ、叱責すると共に、市民委員会を作って、その要求を文書で提出するよう命じたことによって、沈静化に成功している。<sup>⑪</sup>しかし、なおもその翌日、「下層民 pöbel」と呼ばれる二百名前後の者が、二つの修道院を略奪した。これは武力で鎮圧されている。<sup>⑫</sup>

この間の事情を、九月十日付の「市民委員会」の請願書からみると、彼ら「ゲマイナー市民 *Gemeiner bürgern*」

は、市参事会に、トレーガーらと改革派神学者とのドイツ語討論会の開催を求め、また「放縦な人々」の行動に言及して、「市民 *Bürger*」は、彼らの行動を福音に災いをなすものとして、許さないと主張している。ただし、トレーガーの不正もあげて、彼ら「下層民」に対する寛恕も願ってはいいる。<sup>⑬</sup> また別の史料からは、これが全ツunftの声明であり、彼らは福音と市参事会に従うことを誓っていること、司祭らの市民化を願っていること、が知られる。<sup>⑭</sup> またこの市民委員会は、各ツunftから三名ずつ、計、六〇名から構成されていたことも判明する。<sup>⑮</sup>

このように、トレーガー事件をめぐっては、都市民の中に行動を異にする集団が存在したことが認められる。一方は、「ゲマイナー市民」を称する、ツunftを中心に活動した人々であり、彼らは、市民宣誓に拘束され、その要求を市民委員会を通じて市に提示している。他方は、別の史料に「奉公人 *bediente*」やよそ者の傭兵<sup>⑯</sup>と記述された「下層民」の集団で、市内の状況に乗じて修道院を襲い、弾圧されている。前者が改革運動の中心をなしたと考えられるのであるが、このグループは、ドイツ語討論会によって真実を明らかにするよう求め、<sup>⑰</sup> また、後には、一二名の市参事会員の他に「各ツunft」からシュッフエンとゲマインデ員を一名ずつ参加させて、討論会を行なうよう、再提案している。<sup>⑱</sup> このことなどから、その主張は、万人祭司主義、「教会のゲマインデ原理」に基いて、改革を進め、そこに自らの意見を反映させようとするものであったと捉えられよう。

市参事会は、この騷擾後も、司教・修道院側に、討論会に参加するよう交渉していた。<sup>⑲</sup> しかし、同時に「五人委員会」を作って「市民委員会」の請願を審議し、これを却下している。<sup>⑳</sup> この「五人委員会」の構成員は、いずれも「新教派」とされる市参事会員であるから、この決定は、市参事会独自の立場を示すものとして、注目される。市当局は、市内平和の維持を布告し、それを各ツunft寄り合い所で読み上げさせると共に、「市民委員会」の行なった再提案も却下、公開討論会自体を当分開かないと決定した。<sup>㉑</sup> 結局、市参事会は、トレーガーに罰金を課した後に釈放し、彼と改革派神学者双方に、文書による意見陳述を行なわせ、それを公開することで、結着をつけている。<sup>㉒</sup>

このトレーガー事件の後、市内のカトリック勢力は勢力を失い、一連の改革が実施された。既に、日曜以外の祝日は廃止されていたが、さらに市の寄進した基金によるミサが廃止となり、その他のミサも制限を受けた。また修道院の解散や、聖職者に市民権の取得が義務付けられるなど、一連の改革が、たしかに司教座聖堂参事会の例外扱いや、私的なミサの存続などに見られるように、未だ不完全ではあったが、実行されたのである。

シュトラースブルクでは、俗人の参加の下に、教義の問題を討論し、宗教改革を決定するという「公開討論会」は、開催されなかった。市当局は、市民委員会を中心とする「ゲマイナー市民」の要求に対し、改革の導入は企りつつも、公開討論会の開催には慎重な態度をとったのである。そこにはアウグスティヌス会など市外旧教派の圧力が働いたこともあるが、市民の要求が拡大するのを危惧したためとも推測できよう。

実際に、この時期、改革実施を促進した都市民の運動には、この他に聖像撤去運動がある。市民によるトレーガーらの拉致と、ほぼ時を同じくして、聖像が破壊される事件が起き、九月五日の騒擾の際にも破壊・撤去が行なわれたのである。この時、市参事会は、市民が勝手に聖像を破壊・撤去することを禁じ、十月には、撤去は市当局が行なうと決定した。しかし尚、翌年二月にかけて、聖アウレリア・聖シュテファン・新聖ペーター教区などで、祭壇や洗礼台等の撤去が続けられていた。

これらの行動の詳細は不明であるが、この問題についての説教者、とくにブツァーの主張と、市当局の対応については、知ることができる。ブツァーは、市の布告公示後も、聖アウレリア教区民と共に聖人の墓を撤去し、こうした運動に加担していた。彼によれば、偶像是主の命に背くものであるから撤去されねばならない。「人は、物言わぬ人の作った像にではなく、主の似姿である、生きた隣人の為に、費用をかけるべき」である。彼は、主の教えに反するものは、ゲマインデが、そしてそのゲマインデが迷信にとらわれている場合には、ゲマインデに責任を負っている世俗権力が、取り除かねばならない、とするのである。

一方、市当局は、一五二五年二月に聖アウレリア・市の中央部の聖シュテファン教区民によって、祭壇撤去が行なわれた後、新聖ペーター教区民・聖シュテファン教区の「ゲマインデ」の請願に基いて、規定を布告し、「ゲマインデの改善に役立たない、また人々を惑す」という理由から、ミサの改廃、聖像画やろうそく・聖油の撤廃、そして、それらに使われていた金を貧者の為に用いること、を決定している。<sup>⑧</sup>

この教区民の運動の詳細、そして市当局が個々のそれらの行動に対してとった対処については、不明な点が多いため、速断はできないのであるが、ともかく市の決定は「市民・ゲマインデ」の要求、行動に基づき、それを跡づける形でなされていた。この経過は、先に示した推測、すなわち市当局が公開討論会に慎重となったのは、市民の要求拡大を危惧したためである、という推測を、裏付けるものであると考えることはできよう。

ただし、「トレীগー事件」以前には、市当局も公開討論会の開催を積極的に準備していた点は、銘記されねばならない。その時点で既に、市参事会も、「教会のゲマインデ原理」に則して、改革導入を行なおうとしていたことを物語っているからである。

- ① B. Moeller, Zwinglis Disputation, I. II.; *Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte, Kanonsche Abteilung* 56, 60, 1970, 1974
- ② *Ibid.*, II, S. 215 尚、このメモのテーゼ、およびその視角による都市宗教改革の検討については、森田安「コンスタントの宗教改革——公開討論会方式による改革の導入について——」中村・倉原編『宗教改革と都市』参照。
- ③ *An. Br.*, No 4454
- ④ *An. Br.*, Nos 4454, 4455
- ⑤ Der Evangelischen Predicanten anruphen vmb ein öffentlich verhor : *MABDS*, I. S. 362-5 A. Baum, *Magistrat*, S. 46
- ⑥ *An. Br.*, No 4510
- ⑦ A. Baum, *Magistrat*, S. 85f.
- ⑧ *An. Br.*, No 4455, H. Virck (Hg.) *Politische Correspondenz der Stadt Strassburg im Zeitalter der Reformation*, 1882, Nr. 142 (以下、*Pol. Cor.* と略す)
- ⑨ *MABDS*, II 1962 S. 18-20, J. Adam, *op. cit.*, S. 75-78 このコメントに於ける反論をカピトが著している。その反論からは、彼がテーゼで行なわれた公開討論会について情報を集めようとしたことが知られる。W. Capito, Verwarnung an die Brüder vom Lande und aus den Städten; R. Stupperich (Hg.) *Reformatorsche Verhängung und Lebensordnung*, 1963

- ① J. Adam, *op. cit.*, S. 78, T. W. Baum, *op. cit.*, S. 271
- ② Trausch u. Wencker, *Chroniques*, No 2665, *MBDS* II, S. 27, T. W. Baum, *op. cit.*, S. 272.
- ③ *MBDS* II, S. 27, A. Baum, *Magistrat*, S. 89.
- ④ *MBDS* II, S. 28, T. W. Baum, *op. cit.*, S. 272-3
- ⑤ *An. Br.*, No 4539
- ⑥ *MBDS* II, S. 28, Ann. Nr. 5
- ⑦ T. W. Baum, *op. cit.*, S. 273
- ⑧ *MBDS* II, S. 28
- ⑨ *Ibid.*, S. 29, T. W. Baum, *op. cit.*, S. 273
- ⑩ A. Baum, *Magistrat*, S. 89-90
- ⑪ *Ibid.*, S. 89 への補綴頁に E. Röder, P. v. Uffenheim, M. Herlin, J. Sturm, J. Meißner による注釈が添えられた。トロンハンテンヤーは「この点に於ては、我々が知られる。」
- ⑫ T. W. Baum, *op. cit.*, S. 274
- ⑬ A. Baum, *Magistrat*, S. 91
- ⑭ *MBDS* II, S. 31-32, A. Baum, *Magistrat*, S. 93
- ⑮ *An. Br.*, No 4515, A. Baum, *Magistrat*, S. 84
- ⑯ *An. Br.*, No 4550
- ⑰ *An. Br.*, Nos 4546, 4575, 4579 並。
- ⑱ *An. Br.*, No 4561
- ⑲ 最終的に於て 1511 年 1 月 10 日の市役を停止の決定による結果としてある。Trausch u. Wencker, *Chroniques*, Nos 2682, 3520 などの同教座聖堂参事会が例外扱いを受けたのは「この参事会会員は、正隣封建領主と有力貴族の出身者で占められていたため、対外的な関係を市役所に行なうたふたふたを恐らるる。」Christman, *op. cit.*, p. 32. Schindling, *op. cit.*, S. 80
- ⑳ A. Baum, *Magistrat*, S. 92
- ㉑ *Ibid.*, S. 91-92
- ㉒ *An. Br.*, No 4534
- ㉓ *An. Br.*, No 4535, Trausch u. Wencker, *Chroniques*, Nos 3482, 3483
- ㉔ *An. Br.*, No 4538
- ㉕ *An. Br.*, Nos 4543, 4545, 4554, 4571, 4584
- ㉖ A. Baum, *Magistrat*, S. 96
- ㉗ M. Bucer, *Grund und Ursach...*; *MBDS* I, S. 185f. bes, S. 270
- ㉘ *Ibid.*, S. 271f.
- ㉙ *An. Br.*, No 4534
- ㉚ *An. Br.*, No 4591, J. Adam, *op. cit.*, S. 133-4

農民戦争期における都市内の対応を検討すると、市民層によってこれとの対応に相違のあったことを認められる。農民戦争と都市との関係は、研究の重要な一つの焦点であるが、この点は稿を改めて論ずることとして、ここでは都市内の対

応にのみ、考察を絞ることにする。

シュトラースブルク市の場合を考察するにあたって、運動の主体とその対応をあきらかにするために、やや繁雑になるが、事態の推移の中から、注目すべき点を追っていくことにする。まず農民の蜂起には、当初より「市民である酒屋の主人」や、市の領民が、積極的に加担している。①四月一六日頃の史料には、農民の反聖職者運動が昂揚し、シュトラースブルク市民を巻き込んで蜂起したこと、とくに菜園人ツンフトには、農民団が文書で協力を求めてきたことが記されている。②また五月六日付の、説教者カピト・ヘディオ・ツェルらが、市参事会に行なった提案には、ゲマインデの不満に対処するため、騒擾を福音の所為にすることや、新しく市民となった聖職者（農民蜂起を逃れてきた者）を保護することをやめて、ゲマインデに事を起こさせないようにする、また「ゲマインデが「一連の」事を行なっているツンフト寄り合い所」に監督官を置く、といった内容を読みとれる。③また、市参事会の対策としては、四月二二・二五日に、市庫の警備強化、職人と徒弟から、警備と監視の為の補助部隊を作る、市民が蜂起に関与することを禁止する、という決定がなされている。④とくに、市民が農民蜂起に関与することを禁じた布告は、市参事会員が各ツンフト寄り合い所をまわって、「家において、農民団と関係しない」よう、全ツンフト員に対し伝達させている。⑤これらの記述からも、ここでいうゲマインデとは、ツンフト寄り合い所を中心に活動している、ツンフト市民層を指し、彼らの動向が、焦点となっていたことが知られる。

さらに市参事会の対応を追うと、事態の緊迫化と共に、市当局は、まずシュェッフェンと協議していることが目を引く。四月二二日、市壁外に在った修道院の荷車が、西南地区の市門付近で略奪されるという事件が起こると、市参事会は、シュェッフェンを召集し、忠誠を誓わせて、不服従者の処罰と市内秩序の回復に、協力を求めている。⑥さらに五月に入り、農民団が市の周囲を包囲する勢いを示すと、市参事会は再びシュェッフェンを召集し、協議した。この時、市当局は、市の保護下に入った聖職者は、これを擁護しなければならないとする立場を、また同時に修道院の財産などについては、市が、これを管理することを説明した他、さらに、傭兵を採用すること、市民の警備などの負担を軽減するために、市の備蓄

している食糧を廉価で供給すること（ただし富裕な市民はこれに与ることはしないこととされた）、市民の不満の強い、一部の税を廃止すること、といった警備対策・市民懐柔策を提案している。これに対し、シェッフェン側は、提案の一部に修正を加えた上で、この案に了承を与えた。<sup>⑧</sup> 市参事会は、危機に際し、その対策を講ずるにあたって、シェッフェンと協議し、彼らの支持をとりつける、という姿勢をとっているのである。

市参事会は、その政策に、シェッフェンの同意を得ると、これを各ツンフトに通知し、さらに各ツンフトにおいて、全ツンフト員に記名投票を行なわせ、同意を求めた。<sup>⑨</sup> そして全ツンフトから、市に対する同意と服従をとりつけるのに成功したのである。<sup>⑩</sup> ところで、その記録は、ツンフト員に意見を出させ、これを報告しており、市参事会の措置としては、稀有のものであることが知られる。そしてまた、ツンフトによって、その要求、とりわけ聖職者などの取り扱いや、農民の運動に対する見方に、相違があることが、この記録からは読みとれるのである。

市の二〇あるツンフトには、後述するように、政治的発言力や税負担などに認められるランク付けがあったが、その上位八ツンフトのうち、六つで、聖職者の財産には課税すべきでない、という意見が出されている。中でも筆頭に位置する「ツム・エンカー zum Enker（船舶業者）」ツンフトでは、「よそ者を我々が憂慮するほどに多く、市内に入れるべきではない」とか、「貧しい職人に、よそ者よりも儲けさせれば、彼らはその妻子をいっそう良く養うことができよう」といった意見が出されている。<sup>⑪</sup>

第五位の、織物業者のツンフトから出ている意見は、農民が全く不正であるとは言えない、彼らが正義のみを願い、その要求が福音と隣人愛に則っている限り、彼らに対し何も為すべきではない、と主張するもので、農民に同情的である。第七位の「メーリン Mohrin（小売商）」ツンフトでは、聖職者に税負担を免がれさせるべきではなく、市内で最も良いように、それらを使うべきだという意見が見出される。<sup>⑫</sup>

これが下位ツンフト・グループになると、より急進的な意見となっている。第一四位の仕立屋ツンフトでは、数名が、

表 I 軍役に馬を負担すべき者（市に登録された者, 1460-1540, 人/馬）

団 体 名	1460/73	1473/79	1517	1518	1519	1540
コンストップエル	—	67/91	28/37	16/19	17/30	20/31
ツンフト	53/72	65/70	16/22	17/21	13/16	14/17
エンカー(船舶)	7/21	8/10	3/4	4/5	2/2	
シュビーゲル(貿易)	—	16/17	6/10	5/8	5/8	
ブルーメ(肉屋)	19/21	4/4	1/1	2/2	1/1	
フライブルク(酒屋)	—	11/10	2/3	3/3	4/4	
織物	3/4	2/2	1/2	—	—	
ルツェルン(製粉)	11/13	8/11	1/1	2/2	—	
マーリン(小売商)	—	4/4	—	—	—	
シュテルツ(金細工)	—	1/1	1/1	—	—	
樽屋	—	4/4	1/1	1/1	1/1	
毛皮商	—	2/2	—	—	—	
ワイン商	—	2/2	—	—	—	
靴屋	—	3/3	—	—	—	
菜園人	13/13	—	—	—	—	

(T. A. Brady, *Ruling Class*, p. 68 より複製)

(市の保護を求め)市民となった以上は、聖職者にも課税し、諸負担を課すべきだと主張している<sup>⑮</sup>。第一七位の魚屋ツンフトでは、市は聖職者の財産を保護すべきではない、という意見が、第一八位の大工ツンフトでも、同様の意見が示された<sup>⑯</sup>。そして第一九位の菜園人ツンフトでは、聖職者は市民とすべきであり、その財産には課税すべきだ、あるいは農民が、市に逃げこんだ聖職者とその財産の引き渡しを要求したならば、少なくとも、蜂起の間に市民となった者については、農民の要求にそうべきだ、<sup>⑰</sup>という意見が数十名から出され、またさらには、一名ではあるが、聖職者の財産は分配すべきだという主張すらあったとされている<sup>⑱</sup>。

この記録からは、上位ツンフトほど、聖職者に寛大であって、むしろ都市内平和・秩序の維持に関心を払っているのに対し、下位ツンフトほど、聖職者に対して厳しい態度をとり、農民に協調的な姿勢を示していることが認められよう。

この、ツンフト間の格差について、宗教改革以前からの状況を検討し、宗教改革期の対応についてもこれとの関連において考察することにする。シュトラースブルクの市制は、ツンフト闘争後、一四八二年の法令により完成をみる。ツンフトは二〇に整理され、各ツンフトから一五名のシェッフェンが選出されて、名目的には市を代

表Ⅱ 15人委員会・13人委員会の出身ツunft (名目、実際 1520-55)

ツunft	(A) 名目			(B) 実際		
	XVのみ	XIII	計	XVのみ	XIII	計
1. エンカー(船舶)	2	4	6	2	6	8
2. シュビーゲル(貿易)	5	3	8	7	8	15
3. ブルーメ(肉屋)	1	4	5	1	4	5
4. フライブルク(酒屋)	0	2	2	3	6	9
5. 織物	3	2	5	1	1	2
6. ルツェルン(製粉)	3	2	5	3	3	6
7. メーリン(小売商)	1	3	4	0	2	2
8. シュテルツ(金細工)	4	0	4	4	0	4
	—	—	—	—	—	—
	19(50.0%)	20(57.1%)	39(53.4%)	21(55.3%)	30(85.7%)	51(69.9%)
9. バン屋	1	2	3	0	0	0
10. 皮なめし工	0	1	1	0	0	0
11. 樽屋	1	1	2	1	1	2
12. 毛皮商	1	2	3	1	2	3
13. ワイン商	3	2	5	3	0	3
14. 仕立屋	0	3	3	0	0	0
15. 鍛冶屋	1	1	2	2	1	3
16. 靴屋	3	1	4	1	0	1
17. 魚屋	4	0	4	4	0	4
18. 大工	1	1	2	1	0	1
19. 菜園人	4	0	4	4	0	4
20. 石工	0	1	1	0	1	1
	—	—	—	—	—	—
	19(50.0%)	15(42.9%)	34(46.6%)	17(44.7%)	5(14.3%)	22(30.1%)
計	38(100%)	35(100%)	73(100%)	38(100%)	35(100%)	73(100%)

(T. A. Brady, *Ruling Class*, p. 175 より複製)

表する決議機関である、三百人議會を構成することとされた。<sup>④</sup>しかし同時に、既に寡頭制的な傾向も進んでいた。市参事会を構成する、外交担当の一三人委員会と内政担当の一五人委員会は、「内部補欠選挙制 *Kooptation*」を採用し、その委員の三分の二を占めるツunft選出委員も、経験、財産といった条件をみだす、狭い範囲から選ばれ、事実上の寡頭支配体制となっていた。<sup>⑤</sup>このことはシェッフエンも同様で、シェッフエン層と呼ぶる、社会階層が成立しつつあった。<sup>⑥</sup>

職種上、富者がいくつかのツunftに偏る傾向があることは、軍役に馬を負担することを課せ

表Ⅲ 市長の出身ツunft表（名目 A. B. D. 実際 C. E）

ツunft	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)
	1450-1518	1519-49	1519-49 実際	1550-80	1550-80 実際
I. 1. エンカー	11	1	0	5	11
2. シュピーゲル	11	0	8	1	2
3. ブルーメ	9	2	3	4	3
4. フライブルク	9	5	12	0	4
5. 織物	2	0	0	3	3
6. ルツェルン	10	0	0	0	4
7. メーリン	8	3	3	1	4
8. シュテルツ	3	0	0	0	0
	—	—	—	—	—
	63(87.5%)	11(34.4%)	26(81.2%)	14(45.2%)	31(100%)
II. 9. パン屋	0	4	1	2	0
10. 皮なめし工	0	5	0	0	0
11. 樽屋	6	1	1	0	0
12. 毛皮商	0	0	0	0	0
13. ワイン商	0	4	0	3	0
14. 仕立屋	2	3	0	5	0
15. 鍛冶屋	0	4	4	0	0
16. 靴屋	1	0	0	4	0
17. 魚屋	0	0	0	0	0
18. 大工	0	0	0	3	0
19. 菜園人	0	0	0	0	0
20. 石工	0	0	0	0	0
	—	—	—	—	—
	9(12.5%)	21(65.6%)	6(18.8%)	17(54.8%)	0
	72(100%)	32(100%)	32(100%)	31(100%)	31(100%)

\* 市長は15人委員会ないし13人委員会の経験5年以上の者から選ばれた。

(T. A. Brady, *Ruling Class.*, p. 176 より作製)

られた者の数が、前述の上位ツunftに、圧倒的に多いことにも現われているが（表1）、同じことが市参事会への選出者数にも反映する。こうしたことから、ツunftのランク付けが成立していったのである。当時の、このランクについての意識の一端は、上位八ツunftの内、七つまでが、コンストツフェル（ツunft闘争以前からの都市門閥層）に倣い、ツunftの名称に、ツunft寄り合い所のある建物の名を用い、職種名で呼ばせていないことにも表わされている（一五〇〇年頃から）。

宗教改革運動との関連では、ブラディが、一六世紀に入る

表Ⅳ 1523-25年の15人委員会のメンバー・出身ツunft

Dürning	(毛皮商)	1507-28		
Hetter	(シュピーゲル)	1514-25	25からXIII	
Hoffmeister	(ブルーメ)	1518-32		
Roettel	(魚屋)	1518-23		
Schetzl	(ワイン商)	1518-23		
Mieg	(パン屋)	1519-22	24から市長	新教派
Sebott	(シュテルツ)	1519-34		
Lindenfels	(メーリン)	1521-31		
Meyer	(石工)	1521-24	25からXIII	新教派
Baldner	(魚屋)	1522-26		新教派
Johann	(皮なめし工)	1522-30		
Betscholt	(ブルーメ)	1523-32		旧新派
Pfarrer	(ワイン商)	1523-25	25からXIII	新教派
Graff	(菜園人)	1524-42		新教派
Schütz	(靴屋)	1524-33		新教派
Braun	(ルツェルン)	1525-41		
Rumler	(大工)	1525-48		新教派

1523-25年の13人委員会のメンバー・出身ツunft

Duntzenheim	(フライブルク)	1506-30		旧教派
Hohenburg	(ブルーメ)	1510-24		旧教派
Rotweil	(エンカー)	1514-26		
Kniebis	(鍛冶屋)	1520-52		新教派
Mieg	(パン屋)	1522-41		新教派
Herlin	(毛皮商)	1523-47		新教派
Meyer	(石工)	1525-62		新教派
Pfarrer	(ワイン商)	1525-68		新教派

Brady "Ruling Class," p. 297-392, Rott, "Magistrat et Réforme." p. 105-114 より作製

表Ⅴ 下位4ツunftの市参事会選出者数

	15世紀	1500-1522	1523-1570
17 魚屋	1	3*	5
18 大工	1	1	4
19 菜園人		1	3
20 石工			3

\*Baldner 家が連続して選出 (~1526)

と、上位ツunftの者が下位ツunftに加入して、下位ツunft員として市参事会員、市長に選出されているという現象を、明らかにしている(表Ⅱ・Ⅲ)<sup>②</sup>。これにより、名目的には、上位ツunftのグループと下位ツunftのグループから、比較的均等に参事会員が選ばれているのである。ブラディは、この現象は宗教改革期の民衆運動の影響の現れであって、統治階層は、この名目上の操作により、自らの寡頭支配体制を維持しえたのだ<sup>③</sup>、と主張している。

しかし筆者がここで注目したいのは、菜園人や魚屋、石工ツunftなどの下位ツunftにはこうした「侵入」がみられ

ないこと、この時期に市参事会員となった者を中心に検討してみると、市参事会、とくに一五人委員会は、この一五二三年から二五年にかけて、以前には少なかった下位ツンフトから、新参事会員を選択しており、そしてその後も、下位ツンフトからも継続的に選択していること、また、この時期に選出された市参事会員は、大半が新教派であるが、それも下位ツンフト・グループからの選出者であること、以上の現象である。（表V・V）

既に検討してきたように聖アウレリア教区、聖シュテファン教区、新聖ペーター教区などでは、説教者任命権や十分の一税の運用、あるいは聖像撤去運動などにおいて、教区民が活発な運動を展開していた。そしてこれらの教区には一六世紀後半の教区教会の名簿からみて、菜園人・魚屋など下位ツンフト員が多かったと推定されるのである。<sup>⑤</sup>このことと、下位ツンフトでの、名目的なものも含むにせよ、市参事会員選出者数の増加という現象とを考察する時、宗教改革運動と、下位ツンフトを中心とする、都市の共同体自治、それへの参加要求との間に、強い関連があったことが推測されよう。もちろん、上位ツンフトも、市当局が聖職者を市民化し、修道院財産の管理を行なうことを求めている。<sup>⑥</sup>この点は銘記されねばならない点である。

農民団との関係について付言すると、市参事会は意図した結果を得るのに成功した。ツンフトは、市当局に「忠誠」を誓い、「市民宣誓」に従う、<sup>⑦</sup>としたのであり、市の意向に従った。<sup>⑧</sup>改革派神学者も、農民の行動は神の法に背き、福音に災いを為すものだ<sup>⑨</sup>と批難し、市民には市参事会と共に秩序を守るよう説いた。<sup>⑩</sup>シュートラースブルク市と市民は、農民団と一線を画したのである。

① *Pol. Cor.*, Nr. 192, K. Hartfelder, Strassburg während des Bauernkriegs; *Forschungen für deutsche Geschichte* 29, 1883 S. 225

② *Pol. Cor.*, Nr. 198, *Jm. Br.*, No 4605

③ *Jm. Br.*, No 4612

④ *Pol. Cor.*, Nr. 212, S. 120-2

⑤ *Ibid.*, Nr. 212, S. 121

⑥ Hartfelder *op. cit.*, S. 244, J. Adam, *op. cit.*, S. 105, F. W. Baum, *op. cit.*, S. 321f.

⑦ *Pol. Cor.*, Nr. 274, S. 150

- ⑧ "Beschluss der Schöffen", *Pol. Cor.*, Nr. 274, S. 151. この時、市民會議を再度たじむかの審議はなほ「結局」にシヤトシヤ側の高麗にたしめ給ふべしとす。
- ⑨ V. Beschluss der (rat und XXI); *Pol. Cor.*, Nr. 274 S. 154.
- ⑩ VII. Vota der Zünfte; *Pol. Cor.*, Nr. 274, S. 154-5. *An. Br.*, No 4616
- ⑪ *Ibid.*, No 4616, p. 123
- ⑫ *Pol. Cor.*, Nr. 274, S. 154
- ⑬ *Pol. Cor.*, Nr. 274, S. 154
- ⑭ *An. Br.*, No 4616, p. 123
- ⑮ *Ibid.*, No 4616, p. 123
- ⑯ *Ibid.*, No 4616, p. 123
- ⑰ *Pol. Cor.*, Nr. 274, S. 155
- ⑱ *An. Br.*, No 4616, p. 124
- ⑲ P. Dollinger, L'évolution politique des corporations strasbourgeoises; *Archiviss et ouvrirs d'Alsace* 1965, O. Winckelmann, Strassburgs Verfassung und Verwaltung im 16. Jahrhundert; *Zeitschrift für die Geschichte des Oberheims.* 57, 1903, G. Schmoller, *Strasbourg zur Zeit der Zunftkämpfe und die Reform seiner Verfassung und Verwaltung im 15. Jahrhundert*, 1875 (東京、潮原義生訳『フランク中世都市の成立』文明堂、1975) 参照。シタアラーストントンのミンナト闘争はじつは「潮原

- 義生「フランク中世都市の成立」文明堂、1975『文命館文庫』二二五・二二六・一九六四、参照。
- ⑳ Winckelmann, *op. cit.*, S. 517-8, Brady, *Ruling Class*, pp. 118f. 163f. G. Livet et F. Rapp, *op. cit.*, pp. 131f.
- ㉑ F. Rapp, Sozialpolitische Entwicklung und volkssprachlicher Wortschatz im spätmittelalterlichen Strassburg; J. Fleckenstein u. K. Stackmann (Hg.) *Über Bürger, Stadt und städtische Literatur im spätmittelalter*, 1980, bes. S. 152
- ㉒ Brady, *Ruling Class*, pp. 68f.
- ㉓ G. Divet et F. Rapp, *op. cit.*, p. 137, Brady, *Ruling Class*, p. 120. また「朝野」は「フランク」の「各級」を使ひて「朝野」を記す。
- ㉔ Brady, *Ruling Class*, pp. 175f.
- ㉕ *Ibid.*, p. 177
- ㉖ Chrisman, *op. cit.*, pp. 303-306.
- ㉗ *An. Br.*, No 4616, p. 123
- ㉘ *Ibid.*, No 4616, *Pol. Cor.*, Nr. 274 S. 154
- ㉙ 「フランク」の市民會議が「帝國都市」の都市民を拘束し「農民団」の一致した行動を採らざるべからざらば「農民団」の「権威」を失ふべしとす。F. Conrad, *Reformation in der bäuerlichen Gesellschaft*, 1984, S. 139-155, bes. S. 154.
- ㉚ *Pol. Cor.*, Nr. 201, S. 114-116, *An. Br.*, Nos 4605, 4619

四 市参事会の宗教改革への対応

最後に市参事会の宗教改革への対応について考察しておく。これまでの市民層の運動の検討によれば、ブラディの主張

するように、市参事会は市民層の運動の急進化を避けるために、事実上、宗教改革を受け入れていったという一面があることは、否定できない。しかし、市参事会が市内教区教会のパトロナート権の掌握に示した姿勢などには、全く受動的であったと言いつつ、切れない点<sup>①</sup>が認められた。さらにブラディ自身も、一五二五年以降には、統治階層が改革に適應し、合理的な理由に基いて、改革を進めたとしているが、これらの点はどのように整理できるだろうか。

長期的にみると、一五一一六世紀を通じて、市当局の政策に顕著な点は、市の内外において、都市行政の整備、拡大が進められ、都市国家としての性格が強められたことである。市の領域では、一三九九年にフォークトが配置、一四三六年にその管区が設定され、一五世紀末にはアムトマン制が採用されている<sup>①</sup>。宗教改革直前の一五一六年には、六名のラントヘル制度が導入され、それは、年二回、領村を巡回して、フォークトと領民の係争を裁決することとされた<sup>②</sup>。その結果、フォークトは、農村ゲマインデ Dorfgemeinde から下級裁判権を奪い、村役人の選出にも干渉して、農村ゲマインデの自治権を制限していった<sup>③</sup>。これには、農村ゲマインデの抵抗もあったが、結局、一五三九年に三名の市参事会員から成る、領邦監督官 Landpfleger が設けられ、市領の統轄権を委ねられたこと<sup>④</sup>、さらに、五つのアムト管区の設置と上級裁判権の拡大が行なわれたこと<sup>⑤</sup>で、市の領邦統治体制は、ほぼ完成をみることとなった。

また市内の行政機構も、一五世紀以来、一三人委員会、一五人委員会を頂点とする、官僚機構が整えられ、都市生活の各方面にわたって、行政権の拡大が進められた。とくに内政担当の一五人委員会の権限は、各ツンフト規定の承認・修正権、シェッフエンの認承権から、都市経済や官吏・公共施設の監督権、狭義の市内警察権に及んでいる<sup>⑥</sup>。その権限の拡大は、宗教改革期にも、救貧や病院、学校、領邦、教会、再洗礼派の各監督官を設け、一五人委員会の委員がその任を分担したことに認められる<sup>⑦</sup>。こうした市内外の都市行政の整備拡大、都市国家化の政策推進にあって、最大の障害は教会であった。

さて、この都市で、市民層の改革運動が急進化するのは、説教者任命をめぐる要求が活発化する、一五二四年三月以降

であり、それ以前には、司祭らが乱暴を受けるといった事態があるにすぎない<sup>⑩</sup>。それも、シェッフエンが、その対策の為に召集されても、事態を知らなかったり、誤認している者が多かった、という程度の事件である。そしてこの点を考慮したとしても、市民の急進的運動は、一五二三年一月以降に顕著となったと言えよう。

しかし市当局は、それ以前から改革の方向をとっていたのである。既に述べたように、改革派神学者を受け入れ、保護していた他、一五二三年四月一五日には、各聖堂参事会、修道会に対し、保護税の受け取りを拒否した<sup>⑪</sup>。これは聖職者に、個々に保護を受けるよう仕向けたもので、結婚し、市民となった聖職者の保護という政策と共に、聖職者の市民化をめざしたものである<sup>⑫</sup>。以後、市民権の取得勸告が繰り返された後、翌年一二月に、これは法令化されて、拒む者は市を退去し、その市民化が完成することとなった。

これは、同時に司教の教会裁判権も排除することとなった。教会裁判権は誓約が為されていた場合や、教会人、教会財産が関与した場合などの係争に、その管轄権を主張し、市内での係争を複雑にしていた<sup>⑬</sup>。さらに教会裁判自体に対しても、その遅滞や、訴訟代理人に高い費用がかかること、処罰に対する苦情など、不満の強かったことが知られる<sup>⑭</sup>。とくに、近隣で最大の領主でもある司教が、その裁判権を、世俗事項に関与、拡大させようとする傾向は、市の領邦化政策にとって、大きな障害となっていた<sup>⑮</sup>。これらの点で、聖職者の市民化は、改革以前からの懸案であった、都市領域における市の排他的裁判権を確立させる意義を持っており、宗教改革は、これを完成させたのである。

教会財産に関しても、市当局は、市民層の運動の活発化以前に、改革を行なっている。市当局は、一五二三年七月、永代賃祖の償却を決定した<sup>⑯</sup>。これは教会・修道院が、融資に際して、徴利禁止に抵触するのを回避するために考察した、担保の不動産に課した永続的な定期金であるが、この償却の決定により、とりわけ市の統治階層を中心に、これらの不動産の所有権が確保されることとなっている<sup>⑰</sup>。

また、いくつかの修道院や、治療院に対しては、市当局は宗教改革以前から、その実際上の管理、運用を行なうように

なっていた<sup>②</sup>。その政策は、一五二四年四月に八名の修道院世話人 Klosterherrn を置いて、全修道院の財産目録を作らせ管理させるといふ施策の決定へと発展する<sup>③</sup>。これは、司教が市内の四修道院を獲得しようとしているという噂が流れたため、市当局が決定したとされている<sup>④</sup>。確かに、この時点では市内の改革運動も活発化してはいたが、「対外的理由」が契機となっている点を注目しなければならないのである。

同時に、市参事会は修道院の解散を、とくに女子修道院を中心に、進めており<sup>⑤</sup>、また、市を離脱した聖堂参事会等の教会財産を管理し、これらの資金を救貧や、とくに学校制度の運用資金にあてている<sup>⑥</sup>。ブラディは、これらの政策は、教会を犠牲にして、統治階層の支配体制を救うものであった、とするが、一方で彼自身、統治階層がこの政策によって利益を得たことも認めている<sup>⑦</sup>。

市参事会の宗教改革への姿勢を示すものには、さらに、一五二四年一月付の、帝国議会への使節に宛てた市の教書がある。市当局は、ゲマインデが改革を求めているとして、市参事会が公開討論会を開くことを、認めるように働きかけることを命じている。そして「自由な討論会ないしキリスト者の集会 christliche Gemeyn によって決定されたことを、シュトラースブルクの市参事会とゲマインデは遵守する」としている<sup>⑧</sup>。市当局は、ゲマインデの動きを口実としているが、ここには、この時既に、公開討論会によって、改革導入の可否をはかりうるといふ、「教会のゲマインデ原理」の立場を採用していたことが読みとれるのである。

このように、市参事会の宗教改革に対する取り組み姿勢には、市民層の改革運動への譲歩とばかり言いえない点がある。それは、宗教改革以前から実行されてきた、教会を都市内に組み入れて、市当局の統治権限を強化、拡大するという側面において、顕著である。

ブラディは、市当局、ならびにそれを構成する統治階層が、旧教会とさまざまな面で密接な関係にあったことを示し、そこから、宗教改革の実施は統治階層に経済的・社会的に犠牲を強いるものであったとする。しかし、教会財産に関して

言えば、宗教改革により、永代賃租の償却や、修道院の解散などにより、市民の不動産所有権が完全なものとなっていること。また聖像撤去についても、ブラディは聖像が統治階層の過去の栄光と現在の勢力を結びつける紐帯であったとしているが、メラーなどからは、聖像は、中世末には市民のそっくりしたものの表象というよりも、まず永遠の救済をもたらすものとされていたとし、また、ブラディは、それらの寄進者を統治階層と結びつけ解釈していると、彼の評価は一面的である、と指摘されていること。さらに都市門閥や富裕市民の中には、司教などと封建関係にある者が多数存在したとき、ブラディは明らかにしているが、司教が、改革派の抑圧に、この点を利用してしようとした際には、これらの者に全く無視されていること。これらの点からすると、ブラディの明らかにした「癒着関係」の評価も、慎重になされねばならぬであろう。このことから、市参事会の宗教改革への対応を、押しなべて譲歩であるといいきることはできないように思われるのである。

- ① G. Wunder, *Das Strassburger Gebiet*, 1965 S. 83-84 *do.*, Ein Verzeichnis des Strassburger Landgebiets aus dem Jahr 1516; *Zeitschrift für die Geschichte des Oberrheins* 114, 1966 S. 61-62
- ② “Ordnung der Landesherren”; K. T. Eheberg (Hg.) *Verfassungsgeschichte der Stadt Strassburg*, 1899 Nr. 294 S. 551-4
- ③ Conrad, *op. cit.*, S. 34
- ④ 一五二四年には森の使用権をめぐる、キルヒンハイムなど三つの農村マインデが市と争っている。同年、ルンペンボトマンマ村は、市による裁判権の制限に反対した。一五二二年には、ケリメンハイムなど、ブルメンデ利用権が争われつつある。Conrad, *op. cit.*, S. 34-35
- ⑤ Ordnung der Landherren; Eheberg, *op. cit.*, Nr. 303, S. 571-4
- ⑥ Wunder, *Das Strassburger Gebiet*, S. 85, Conrad, *op. cit.*, S. 35
- ⑦ Winkelmann, Strassburgs Verfassung und Verwaltung im 16. Jahrhundert, S. 608
- ⑧ Winkelmann, *loc. cit.*, Schmoller, *op. cit.*, (ミヤギノ 頼原前掲 掲題書) 参照。
- ⑨ Winkelmann, *op. cit.*, S. 526-7, Eheberg, *op. cit.*, Nr. 109, S. 301
- ⑩ 各職について Winkelmann, *op. cit.*, S. 603f. Chrisman, *op. cit.*, pp. 14f. 参照。これらの各職は、いずれも終身制、内部補充選挙制を採っている。
- ⑪ An. Br., Nos 4475, 4476
- ⑫ An. Br., No 4479
- ⑬ An. Br., No 4438, A. Baum, *Magistral*, S. 52f. Winkelmann, Strassburgs Verfassung und Verwaltung... S. 620-21
- ⑭ この時には、未だ、シムナー、カピナー、ケントオラ、この都市の改革派神学者の中心人物となる人々は、この都市に来つていないことから

（1511年五月以降）、市の自治的政策をめぐって。

- ②1 *An. Br.*, No 4554, A. Baun, *Magistrat*, S. 70
- ②2 *An. Br.*, No 4560
- ②3 Christman, *op. cit.*, pp. 32-5
- ②4 F. Rapp, *Reformes et reformation à Strasbourg*, 1974 p. 405, K. Stenzel, *Die geistlichen Gerichte zu Strassburg im 15. Jahrhundert, Zeitschrift für die Geschichte des Oberrheins*, 29, 1914 S. 382f.
- ②5 Conrad, *op. cit.*, S. 32
- ②6 Rott, *Artisans*, p. 150
- ②7 Rott, *Artisans*, p. 151, M. Lienhard, *La société strasbourgeoise et la réformation au XVII<sup>e</sup> siècle; Revue d'histoire et de philosophie religieuses*, 54, 1974, p. 93
- ②8 Pflieger, *op. cit.*, S. 129-30, A. Baun, *Magistrat*, S. 101-2
- ②9 A. Baun, *Magistrat*, S. 99f. *An. Br.*, No 4520
- ③0 A. Baun, *Magistrat*, S. 104-5
- ③1 *An. Br.*, Nos 4523, 4546, 4553, 4575, etc., J. Adam, *op. cit.*, S. 90-92
- ③2 Schindling, *op. cit.*, S. 72f. *ibid.*, S. 77. 彼等の政策が「市当局の世俗権力としての地位を確立するもの」と見られる。*Ibid.*, S. 86.
- ③3 Brady, *Ruling Class*, pp. 144-147, 234.
- ③4 *Pol. Cor.*, Nr. 162, S. 87. 似た同様の市当局の政策を表明したものが *Ibid.*, Nr. 166, S. 88. 2見られる。
- ③5 Brady, *Ruling Class*, pp. 218f.
- ③6 Moeller, *Stadt und Buch*, S. 29. 彼の定むる批判の詳しき批判 *24* Moeller, *Stadtreformation und Klassenkampf; Göttingische Gelehrte Anzeigen* 232, 1980. 議論のなまじいものではないが、筆者は未見である。また「市民」説に対するシリント・マンの批判を整理したものは Greycz, *op. cit.*, S. 10-11 を参照。

## 五 結 び

本稿では、市当局と都市市民層の対抗関係に焦点をあてて、都市市民層の宗教改革運動、およびその主張と、市参事会の対応について検討を行ってきた。

その結果、まず都市市民層の宗教改革運動は、この都市の場合、教区での説教者任命、および十分の一税の運用の要求という形で、運動が活発化していた。この点については、たとえばシュヴェービッシュ・グミュント市などで見られたような、改革派の誓約兄弟団が運動の中核となった都市と違い、市内に九つの教区を持つというシュトラーヌブルク市の事情が反映していると思われる。それは、とくに聖アウレリア・新聖ペーター教区など、下位ソフト員の多い教区が、ま

ず活発な運動を起こしていたことから推測されよう。そして教区民はこれらの要求において、改革思想、とりわけ「教会のゲマインデ原理」にその論拠を求めていたことを明らかにした。

またつづく公開討論会を軸とする教義の改革をめぐる運動については、メララーが、この公開討論会を、万人祭司主義に基づく教会のゲマインデ原理を具現化するものとして、宗教改革の重要な方式の一つであると意義づけていた。この都市ではゲマインデと呼ばれるツンフト市民が、この討論会を開催するよう強く主張しており、その主張にはメララーの説く指標がみたまされていた。しかし、市当局が、当初は積極的であったにもかかわらず、最終的に公開討論会を開催しなかったことは、メララーの評価のうち、都市内の平和・統一の維持という政治的機能を持っていた点について疑問を起こさせる。市当局は市民層の運動の拡大を懸念して、この「方式」を避けたと考えられるからである。またこの経過の検討では、ツンフト市民層が、「下層民」の運動と一線を画していた点も明らかにできた。そして、このツンフト市民層の中にも、農民戦争期の対応にも見られたように、相違が存在し、下位ツンフト・グループで、こうした改革運動が活発であったこと、そしてそれは、一面で政治的発言権を求める要求と結びついていた、と推定できることを示した。

宗教改革思想、とくに万人祭司主義、教会のゲマインデ原理は、聖書に基づく隣人愛の主張と相俟って、政治的共同体と教会共同体が表裏一体となっていた都市社会において、市民の間の共同体意識（都市内における、原則上の市民間の平等・同権という原理に基づくもの）を神学的に保障したということと言える。ただし、このような主張は、本稿の検討で明らかにしたこの都市の下位ツンフトのように、政治的発言権のより小さかったツンフト市民層などにおいて、改革運動が活発であったという現象と結びついていたと考えられるべきであろう。

このようにシュトラーズブルク市の宗教改革運動では、ゲマインデと呼ばれるツンフト市民層が重要な役割を担っており、それは、とりわけ下位ツンフトのように、政治的発言権の拡大要求と結びついていたと推定できる。この点は、ブラディの見解を否定するものではなく、それを補完するものである。しかし、ブラディが、市参事会の宗教改革に対する

評価を、譲歩であるとしている点については、修正を加える余地があるように思われる。

市当局も、既に、市民層の改革運動が活発化する以前に、改革派神学者を市民として保護していたことに始まって、教区教会のパトロナート権の掌握、聖職者の市民化、修道院の解散といった政策をとっており、そこには、改革に対して積極的な姿勢もあつたことが認められた。それらは、宗教改革以前から実施されていた、教会・修道院からの保護税の徴収、その財産や、教会・修道院が設立していた施療院の、実際上の管理・運用にあたるといった政策の、延長線上にあるもので、市当局による市内統治体制の強化・拡大を実現するものであつた。こうした点から、ブラディの説の採る、統治階層は、改革が事実上実施された後に、それに適応していったとする見解よりは、初期の段階より改革に積極的な側面もあつたと理解すべきであろう。宗教改革の主張、とくに万人祭司主義と教会のゲマインデ原理は、教会のヒエラルヒー、その特権的地位を否定するものであり、市当局もそこに政策を完遂するための論拠を見出したといえよう。このように、この都市の宗教改革運動においては、改革派神学者の説く「ゲマインデ」原理のもつ多義性が、大きな意味を持っていたと考へうることも指摘できる。

シンドリングは、シュトラーヌブルク、ニュルンベルク、フランクフルトについて、教会財産を中心に検討し、その結果、「市参事会主導の宗教改革 Ratsreformation」と「民衆の宗教改革 Volksreformation」との二者択一という捉え方は不十分であり、「帝国都市での宗教改革には、絶えずこの二つの要素が、相互に密接にからみあって包含されていた」という視角を提示している。<sup>⑤</sup> 本稿での検討はこの視角の有効性の考察を促すものである。

市当局の政策と、都市市民層の運動とは、教会を都市共同体の中に組み入れるという点では、一致するものであつたが、両者の間の社会的な対抗関係は、その後も、市の教会制度の確立とその運営、とくに自律的教会訓練の導入や「暫定協定」の受け入れをめぐる、再び顕在化することになる。この点については、別の機会に論ずることにしたい。

⑤ G. Pfeifer, Das Verhältnis von politischer und kirchlicher Gemeinde in den deutschen Reichsstädten, W. P. Fuchs (Hg.)

② メラーが、この政治的機能を指摘するのは、市当局と市民層の対立関係を重視するというよりも、西南ドイツ帝国都市での両者の対立が表面化しなかったこと(ゲノッセンシャフト的意識の存在の主張)を示すためであると考えられる。

③ ルツンは、*ゲマインデ Gemeinde*、平民 *gemeiner Mann* 等の用語例を検討し、<sup>1)</sup> 南ドイツ都市においては、宗教改革期にこれらの言葉 *gemeiner Mann*、市民、ツンフト員が同義であった、それは市政からは排除された、しかし「家」を基盤とした一種の「特権グループ」であると指摘する。そして都市の宗教改革は、このゲマインデ・ツンフト員の、一方では既得権を守るといふ性格を持つ、身分制的な枠内の運動であったと主張している。<sup>2)</sup> R. Lutz, *Hier war der gemeine Mann?*, 1979

④ Pfeifer, *op. cit.*, S. 80f.

⑤ Schindling, *op. cit.*, S. 80

(京都大学大学院生

ployed the new power to the imperial administration properly.

In sum, *the Politics of the Five Good Emperors*, which was really established in the reign of Trajan, can be characterized by the formation of the system under which the distinguished in the whole Empire could participate in the imperial government.

## Gemeinde- und Ratsreformation an Straßburg 1521–25

von

Shin Watanabe

Für die Reformationsforschungen scheint es eine wichtige Betrachtungsweise zu sein, auch den Einfluß inner-städtischer Konflikte vom 14. bis 18. Jahrhundert zu untersuchen.

Dieser Artikel befaßt sich in diesem Sinne mit der Reichsstadt Straßburg, "dem etwas wie Modellcharakter für die städtische Reformationsgeschichte in Deutschland überhaupt zukommen dürfte."

Hier werden drei Streitpunkte analysiert.

1. Die Fragen um die Rechte von Pfarrerwahlen.
2. Die Fragen um die öffentliche Disputationen.
3. Die Ereignisse in Bauernkriegszeit.

Es sollte geklärt werden, daß die Hauptträger der Straßburger Reformation "*die Gemeinde*" (die Zunftbürgern) waren, die sich von "*Pöbeln*" unterschieden, und daß unter den Zunftbürgern selbst sich die "*Unter-Zünfte-Gruppen*" lebhafter bewogen. Und diese Bewegungen waren jedoch durch die Forderung nach den Erweiterungen politischer Rechte in gewisser Weise verbunden.

Weiterhin wird darauf hingewiesen, daß der Rat aktiv die Reformation ausführte, um die Regierungsordnung zu verstärken.